

随意契約の結果

【令和3年9月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度東日本都市再生本部他庁舎清掃業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年9月30日	(株) 白青舎 東京都千代田区岩本町1-3-9	9010001054143	52,272,000円	52,272,000円	100.0%	本業務は庁舎内清掃業務である。管理規約等により清掃を貸主の指定業者に請負わせることになっており、当該業者がその指定業者である。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
令和3年度リビングラボ手法の活用・実践方策検討業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年9月17日	アールアンドディー・アイスクエア (株) 東京都千代田区三番町7-13-201	4010001071390	15,851,000円	15,570,000円	98.2%	本業務は建設コンサルタントの「調査」業務の所掌しない、高い専門知識を必要としており、役務提供によって異なる事業者から広く競争参加者を募り、リビングラボの体験企画の実施方法やUR事業との関与方策について企画提案を求め、これに基づいて仕様を定めるほうが優れた成果を期待できる業務であると思料し、役務提供による企画競争を選択し、随意契約を行ったものである。	-				
地域人材との連携方策検討業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年9月17日	(株) まちづくりクリエイティブ 千葉県松戸市本町6-8	2040001073618	9,933,000円	9,900,000円	99.7%	本業務は地域人材と当機構との連携方策の検討・調査を行う業務である。本業務を随伴するには、専門的な判断を必要とすることから、業務受託者の選定は企画提案方式によるものとした。2者((株) まちづくりクリエイティブ、(株) 日本能率協会総合研究所) 応募があったが、企画提案を総合的に判断した結果、最適であると特定された当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
八王子現地連絡事務所に係る内装工事	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年9月1日	ケネディクス・エンジニアリング (株) 東京都港区新橋5-1-9	1010001169386	4,675,000円	4,675,000円	100.0%	当該契約は、八王子旭町地区における事業推進のために使用する事務所のレイアウト工事に係る契約である。事務所の賃貸借契約を締結した相手方から、レイアウト工事に係る業者を指定されたため、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、工事請負会社と随意契約を行ったものである。	-				
八王子現地連絡事務所に係る賃借料の支払い	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年9月1日	ケネディクス・オフィス投資法人 東京都千代田区内幸町2-1-6	3010405006092	13,445,520円	13,445,520円	100.0%	当該契約は、八王子旭町地区における事業推進のために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、賃貸人と随意契約を行ったものである。	-				
愛宕地区第一種市街地再開発事業特定業務代行公募に係る官報公告掲載料	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年9月6日	全国官報販売 (協組) 東京都千代田区霞が関1-4-1	2010405002019	1,142,984円	1,142,984円	100.0%	本業務は、政府調達案件の公募開始についての官報公告をするものである。本業務の実施にあたっては、独立行政法人国立印刷局が指定する取次店を通じて申し込む必要があり、その掲載料は「官報公告等掲載約款」に基づき全国一律の公告掲載料金基準を使用していることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき官報公告の取次店である当該業者と随意契約を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。